

総行行第171号  
国総入企第21号  
平成20年12月22日

各都道府県知事 殿  
(市町村担当課、契約担当課扱い)  
各政令指定都市市長 殿  
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局長

国土交通省建設流通政策審議官

### 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)や公共工事の入札契約を巡る最近の状況を踏まえ、各発注者においては入札契約制度改革の究極の目的である、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現するため、一般競争入札の拡大と併せた総合評価方式の導入・拡充、その条件整備としての入札ボンドの導入、ダンピング受注の防止等の入札及び契約の一層の適正化に向けた取組を進めることが求められています。

これまでの各地方公共団体の取組みにより、全体としてはその改善が見られるものの、入札契約適正化法及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定。平成18年5月23日一部改正。以下「指針」という。)の措置状況調査の結果(別添参照)によると、同法の義務付け事項のうち一部の地方公共団体においては、未措置事項があるとともに、指針における努力義務事項についても、その実施が不十分な事項が見受けられます。

また、建設業は、地域産業の中核として大きな役割を果たしているところですが、

本年8月29日に経済対策閣僚会議において決定された「安心実現のための緊急総合対策」において、建設業について、適正価格での契約の推進等による経営力の強化、資金調達の円滑化を図ることとされており、地方公共団体においても、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約の改善を早急に行う必要があります。

このため、上記調査結果等を踏まえ、各地方公共団体におかれては、入札契約適正化法における義務付け事項であって未実施のものについては、速やかに措置を講ずるとともに、同法第18条に基づき、各地方公共団体に対し特に必要があると認められる以下の措置を講ずるよう要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、入札及び契約の一層の適正化が進むよう、本要請の周知徹底をお願いします。

## I．緊急に措置に努めるべき事項

### 1．一般競争入札の拡大

一般競争入札を未導入の地方公共団体においては、速やかに一般競争入札の導入を図ること。また、一般競争入札を導入済の団体においては、一般競争入札の適用範囲を適切に設定し、その拡大に努めること。なお、一般競争入札の実施に当たっては、下記4．の条件整備を図ること。

### 2．総合評価方式の導入・拡充

すべての地方公共団体において総合評価方式の導入・拡充に努め、対象工事の考え方や年度ごとの実施目標値を設定して着実にその拡大に努めること。

また、次の取組を併せて行うこと。

#### (1) 特別簡易型総合評価方式の活用

発注者としての体制が不十分な地方公共団体においては、「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」等を参考としつつ、施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した特別簡易型総合評価方式の活用等により総合評価方式の導入・拡大に努めること。

#### (2) 総合評価方式に係る発注者の相互協力等

発注者としての体制が不十分な地方公共団体においては、学識経験者の意見聴取手続等について、発注者相互の協力や発注者支援機関の積極的な活用により、総合評価方式の導入・拡充に必要な体制を整備すること。

### (3) 総合評価方式の透明性及び公正性の確保

総合評価方式の実施に当たっては、発注者による技術提案の審査及び評価の透明性及び公正性の確保が特に求められることから、評価項目等の適切な設定に努めること。なお、公共工事の品質確保の観点から不必要な技術提案を優位に評価することは慎むこと。また、総合評価方式の結果の公表を徹底するとともに、評価点数の内訳の公表に努めること。

## 3. ダンピング受注の防止の徹底等

いわゆるダンピング受注は、公共工事の品質確保への支障や下請及び労働者へのしわ寄せが生じかねないこと等から、以下の対策を実施することにより、ダンピング受注の排除を徹底すること。

### (1) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に導入・活用し、ダンピング受注の排除を徹底すること。また、総合評価方式による発注工事についても、低入札価格調査制度の積極的な導入・活用及び同制度において品質確保等のために一定の価格等を下回る場合には失格とする基準を積極的に導入・活用すること。

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会において低入札価格調査基準価格に係るモデルが見直されたことを踏まえ、その算定方式の改訂等により適切に見直すこと。

### (2) 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合の措置

低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、工事費内訳書の提出の徹底、工事の重点監督の実施、建設業許可行政庁の立入調査との連携、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、入札ボンドの活用、前払金支払割合の引下げ等の措置を積極的に進めること。

### (3) 予定価格の適切な設定

予定価格の作成に当たっては、所要の経費を適切に計上するとともに、資材等の実勢価格等を踏まえた積算に基づき適正な水準とすることが必要であり、いわゆる歩切りによる予定価格の不当な切り下げは厳に慎むこと。

## 4. 一般競争入札の拡大及び総合評価方式の導入・拡充の条件整備等

一般競争入札及び総合評価方式の導入・拡充を進めるに当たっては、以下の条件

整備を適切に講ずること。

(1) 適切な競争参加資格の設定について

定期の競争参加資格審査において、工事成績や地域貢献を重視した発注者別評価点の導入に努めること。不正行為等により契約の適正な履行が行われない蓋然性が高い不良不適格業者については競争参加資格審査の対象から除外すること。また、個別工事の発注に当たっては、適切な競争参加条件（過去の工事实績及び成績、地域要件等）の設定等、必要な条件整備を適切に講ずること。

(2) 入札ボンドの導入について

入札ボンドの導入を国の導入状況を踏まえ、国と連携して進めること。

5. 予定価格等の公表の適正化

予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の事前公表の取りやめ等の対応及び事前公表を行う場合の理由の公表については、地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、適切に対応すること。

・継続的に措置に努めるべき事項

1. 談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底

「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」(平成14年法律第101号)の趣旨も踏まえ、各般の措置を総合的に講ずることにより発注者による不正行為への関与の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

このような観点から、職員に対する教育、研修等を適切に行うとともに、入札監視委員会等の第三者機関が設置されていない地方公共団体においては、早急に設置するなど、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。

また、談合情報を得た場合の取扱要領（談合情報対応マニュアル）の策定及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部での連絡・報告体制を整備すること。

併せて、工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札契約過程の監視の強化に必要な取組みを実施することにも努めること。

## 2．指名停止措置等の適正な運用の徹底

### (1) 入札参加資格停止措置及び指名停止措置

談合等不正行為を行った者に対しては、入札参加資格停止措置の適切な運用により厳正に対処すること。指名停止措置については、客観的な実施を担保するため、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、その適切な運用に努めること。

この際、排除措置命令等の時期を待たずして資格停止措置あるいは指名停止措置を講じることや、未だ停止措置要件には該当していないにもかかわらず、事実上の指名回避等を行うことについては、慎重に対応すること。

### (2) 談合に係る損害賠償請求

談合の再発防止を図る観点から、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により、その賠償請求に努めること。

## 3．入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の基準の公表を実施していない地方公共団体はできる限り速やかに公表すること。

入札監視委員会等の第三者機関が設置されていない市町村においては、早急に設置するとともに、非指名理由の公表を推進し、指名停止措置をはじめとする入札及び契約の過程に係る苦情に対する処理方策の策定及び公表、入札監視委員会等第三者機関の活用など、手続の透明性を一層高め、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。

## 4．入札時における工事費内訳書の提出の促進

入札時における工事費内訳書の提出は、談合等の不正行為やダンピングの防止に特に有効であるため、各地方公共団体はこれを早急を実施すること。

## 5．適正な施工の確保

公共工事の監督・検査の充実と併せて、受注者による施工体制台帳の提出を徹底し、施工体系図の適切な掲示に努めること。また、施工体制把握のための要領、工事の監督・検査基準等の策定及び公表を推進するとともに、発注者支援データベースを積極的に活用すること。

公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受注者が対等な関係に立ち、

責任関係を明確化していくことが重要であり、この観点から、現場の問題発生に対する迅速な対応（例えば「ワンデーレスポンス」）、発注者、設計者及び施工者の三者間の情報共有等の所要の取組を推進するよう努めること。また、現場条件等の変更に対しても、適切に契約変更を行うこと。

建設業法違反企業や暴力団関係企業等の不良不適格業者やこれらの者による公共工事への不当介入については、建設業許可行政庁や都道府県警察本部との連絡協議体制を確立し、相互の連携によりその排除の徹底を図ること。

## 6．体制が不十分な地方公共団体に対する支援方策

公共工事の入札及び契約の適正化のためには、発注者責任の的確な遂行のための業務執行体制等の強化が必要であることから、次の取組を行うこと。

発注工事が専門的な知識又は技術を必要とすること等の理由により自ら発注関係事務を適切に行うことが困難であると認めるときは、技術提案の評価、監督・検査等における外部機関の活用等に努めること。都道府県においては、技術力が万全とはいえない市町村を支援する仕組みについて検討すること。また、実際の設計業務・現場での工事監理業務に携わる機会の確保に努めることや、国による研修等の機会を積極的に活用すること。

なお、工事の態様に応じて、設計・施工一括発注方式、発注者の体制を補完するCM（コンストラクション・マネジメント）方式等多様な発注方式の活用を積極的に検討すること。

## 7．電子入札の導入の推進

電子入札システムの導入について、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、可能な限り速やかにその導入に努めること。